

## 請願・陳情の提出方法

### ●請願とは何？

請願は、町民の要望や意見を国、県および市に伝える方法の一つで、地方議会に対する請願については、地方自治法第124条の規定により、請願をしようとする人は、1名以上の議員の紹介により請願書を提出することとなります。

一定の要件を満たした請願書が提出されると、議長はこれを受理して、直近の本会議において所管の委員会に付託します。付託された委員会では、必要に応じて執行機関および参考人からの意見を聞くなど、慎重に審査します。

委員会で結論が出されたものは本会議で委員長により報告され、その報告を踏まえ最終的な結論（採択か不採択など）が出されることとなります。

なお、これらの審査結果については、請願書の提出者にも通知されます。

### ●請願書の提出方法は？

請願書は、随時受付しておりますが、できるかぎり定例会が開かれるまでに提出してください。定例会の会期中に提出されたものは、次回定例会に取り扱われる場合もあります。

### ●請願書の書き方は？

請願書の書式は、必要事項を記載のうえ、下記の書き方例を参考に作成してください。

#### 請願書の必要事項

- ・紹介議員1名以上の署名もしくは記名押印が必要です。
- ・請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所・氏名および請願者の押印が必要です。
- ・請願者が法人の場合には、法人名、事務所の所在地および代表者の氏名を記載のうえ、法人印および代表者印を押印してください。
- ・請願書は邦文を使用し、請願の趣旨は、できるだけ簡潔に記載してください。

(書き方例)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇に関する請願（陳情）書

上三川町議会議長

〇〇〇〇様

請願（陳情）者住所 〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇 印

紹介議員（署名または記名押印）

陳情の場合、紹介議員は  
必要ありません

●請願（陳情）項目・趣旨等

.....  
.....  
.....

### ●陳情とは何？

陳情については、請願とは非常に似通った性格のものでありますが、法的根拠がないため、紹介議員が必要でなく、また、その取り扱いはそれぞれの議会により異なります。

本町議会においては、受理された陳情は、議長の判断により重要な陳情については、所管の委員会に付託し委員会において審査するものもあります。

陳情についても随時受け付けておりますが、請願と同様、定例会会期中に提出されたものは、次回定例会に取り扱われることとなります。

陳情の書式や必要事項等は特に定めはありませんが、紹介議員が必要でないことのほかは、なるべく請願に準じて作成してください。

### ●請願・陳情の提出先

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 議会事務局